○国土交通省告示第二十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年十二月五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年一月八日　国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17494	ボルボ　ＤＢＡ－ＭＢ4164Ｔ	ボルボ・カーズ・ジャパン株式会社	東京都港区芝公園二丁目６番３号
17495	ボルボ　ＤＢＡ－ＭＢ5204Ｔ	〃	〃

○国土交通省告示第二十三号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年一月八日　国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15182	三菱　ＤＢＡ－Ｃ　Ｗ５Ｗ	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番８号
16422	三菱　ＤＢＡ－Ｃ　Ｗ４Ｗ	〃	〃

○国土交通省告示第二十四号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年一月八日　国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16340	ランドローバー　ＡＢＡ－ＬＭ５Ｎ	ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門４丁目３番13号
16341	ランドローバー　ＡＢＡ－ＬＭ５Ｓ	〃	〃

○国土交通省告示第二十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十一月十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年一月八日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自ＴＤⅡ－32	運行記録計　EarthDrive　ＤＴＵ－１	株式会社システック　鹿児島県鹿児島市平之町13番32号

○国土交通省告示第二十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十一月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年一月八日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｎ－1218	騒音防止装置　いすゞ　H13－K905	いすゞ　ＴＫＧ－ＦＲＲ90＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
自Ｇ－2490	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H22－ＩＤＣ－４ＨＫ１ＴＣＣ３	〃	〃

○国土交通省告示第二十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十一月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年一月八日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2492	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＣＢＡＴＪ　24ＢＥ２	スズキ　ＣＢＡ－ＴＤＡ　４Ｗ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
自Ｇ－2493	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＹＭ　15ＡＥ３	スズキ　ＤＢＡ－ＹＡ11Ｓ、スズキ　ＤＢＡ－ＹＢ11Ｓ、スズキ　ＤＢＡ－ＹＣ11Ｓ	〃

○国土交通省告示第二十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十一月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年一月八日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－58Ｒ－020224	突入防止装置　ShinMaywa　ＲＢＳ－00019	新明和工業株式会社　兵庫県宝塚市新明和町１－１
Ｅ43－58Ｒ－020201	突入防止装置　ShinMaywa　ＲＢＦ－00015	〃

○国土交通省告示第二十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十一月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年一月八日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自ＴＤⅡ－33	運行記録計　ＹＡＺＡＫＩ　ＤＴＧ５	矢崎エナジーシステム株式会社　東京都港区三田１丁目４番28号

○国土交通省告示第三十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十一月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年一月八日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－39Ｒ－000072	速度計　トヨタ　S21	トヨタ　ＧＲＳ210－ＡＥＴＬＨ、トヨタ　ＧＲＳ210－ＡＥＴＱＨ、トヨタ　ＧＲＳ210－ＡＥＴＵＨ、トヨタ　ＧＲＳ210－ＡＥＴＷＨ、トヨタ　ＧＲＳ210－ＡＥＴＸＨ、トヨタ　ＧＲＳ210－ＡＥＴＹＨ、トヨタ　ＧＲＳ211－ＡＥＴＬＨ、トヨタ　ＧＲＳ211－ＡＥＴＱＨ、トヨタ　ＧＲＳ211－ＡＥＴＵＨ、トヨタ　ＧＲＳ211－ＡＥＴＷＨ、トヨタ　ＧＲＳ211－ＡＥＴＸＨ、トヨタ　ＧＲＳ211－ＡＥＴＹＨ、トヨタ　ＧＲＳ214－ＡＥＺＸＨ、トヨタ　ＧＲＳ214－ＡＥＺＹＨ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地